

特別支援教育の在り方に関する検討会設置要綱

(設置の趣旨)

第1条 障害のある児童生徒の自立と社会参加に向け、特別支援教育の在り方について検討を行い、今後の施策の方向性に資することを目的とし、特別支援教育の在り方に関する検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の事項を検討するものとする。

- (1) 幼児児童生徒の生活指導に関すること
- (2) 家庭、教育及び福祉の連携に関すること
- (3) その他、必要とされること

(委員)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、教育関係者及び福祉関係者等のうちから、栃木県教育委員会教育長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和6年3月末日までとする。ただし、特別の事情があるときは、各委員の承諾を得て、任期を延長することができる。

(会長)

第5条 検討会に、委員の互選により会長を置く。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第6条 検討会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 検討会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、栃木県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5(2023)年8月10日から施行する。